

『高知県西部地区介護職員のための喀痰吸引等研修』(R3.黒潮町開講)

【第1号研修・第2号研修】

実施要項

1. 開講の目的

本事業は、平成24年3月30日付け社援発0330第43号厚生労働省社会・援護局長通知「喀痰吸引等研修実施要綱について」に基づき、介護職員が不特定多数の者を対象に、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができるよう養成することを目的とする。

また、当研修に参加する機会の少ない地域で開催することで、より多くの介護職員がたんの吸引等を行えるよう養成することを目的とする。

2. 実施主体

研修実施機関名：高知介護福祉アカデミー（有限会社青い鳥）

3. 対象者および受講要件

県内および近隣の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、グループホーム、障害者（児）施設等（医療施設を除く）、訪問介護事業所等に就業している介護職員等（介護福祉士を含む。以上同じ。）で、下記の要件を全て満たす者を対象とする。

（ア）就業している施設・事業所（または同法人の施設・事業所）等に、実地研修を行うために必要なたんの吸引及び経管栄養の対象者が適当数入所していること（詳細は5. 研修課程を参照）

（イ）対象者本人とその家族が実地研修（※1）の実施に協力できること（書面による同意が得られること）

（ウ）医療、介護等の関係者による連携体制があること。

（エ）就業している施設・事業所（または同法人の施設・事業所）等において実地研修が可能であり、実地研修の場において介護職員等を指導する指導者（※2）について、介護職員等数名につき、1名以上の配置があること。

（オ）過去5年以内に、都道府県から介護保険法第91条の2に基づく勧告、命令及び第92条に基づく指定の効力の停止（障害者総合支援法、児童福祉法等による同様の勧告等を含む。）を受けたことがないこと。

（カ）就業している施設又は事業所の責任者及び職員が実地研修の実施に協力できること。

（キ）実地研修場所（原則勤務する法人内）が別添1の実地研修実施要項の2の要件を満たしていること。

（ク）所属長の推薦が得られること。

（ケ）実地研修修了後、速やかに高知県及び近隣の県に報告可能であること。

※1：実地研修については、研修課程の実地研修に詳細記載。

※2：指導者とは、医師・看護師・保健師・助産師で臨床等での実務経験を3年以上有し、喀痰吸引等研修指導者講習（平成23年度～令和元年度）を受講している者。

4. 研修期間

1. 基本研修：令和3年9月3日（金）～令和3年10月30日（土）

2. 実地研修：基本研修修了後、令和4年10月29日までに修了するようにしてください。

3. カリキュラム及び講義日程等は、別添のとおり（但し、若干変更する場合があります）

※実地研修は、受講者が所属する法人内で実施し、令和4年10月29日を目処に次項5-②の内容を修了して下さい。

5. 研修課程（H27.4月から第二号研修の実施要綱が一部改定されましたので、②をご覧ください）

①基本研修（第1号・第2号共通となります）

講義（座学）、演習（シミュレーターを使用した実技演習と評価）、筆記試験

R3/9/3(金)・4(土)・24(金)・25(土)・10/1(金)・2(土)15(金)・16(土)・29(金)、30(土)

※会場の状況により変更の可能性あり

【基本研修全日程：10日間（50時間）+演習】

（裏面に続きます）

※下記の要件を満たす者は基本研修（講義、演習、筆記試験）が免除となります。

- 高知県内の特別養護老人ホーム等の就業している「介護福祉士」で、介護福祉士養成施設や介護福祉士実務者研修において「医療的ケア」の領域の科目を履修している者。
※医療的ケアの領域の科目の履修状況が証明できる書類(実務者修了証等の写し)の提出が必要となります。
但し、**介護福祉士の有資格者であることが条件となります。**
- すでに第二号研修を修了して3行為の認定を受けている者で、他の2行為について、追加で認定を受けようとする者
(平成27年厚生労働省令第54号関係)
平成27年4月改定以前に「第二号研修(3行為)」を修了していて、さらに2行為の追加認定を受けようとする者

②実地研修(第1号研修・第2号研修どちらかを選択して受講します)

【第一号研修】下記の5行為全ての実地研修（実習）が可能な方が受講する

- (ア)たんの吸引
口腔内:10回以上
鼻腔内:20回以上
気管カニューレ内部:20回以上
(イ)経管栄養
胃ろう又は腸ろう:20回以上

【第二号研修】下記の5行為の内、1行為以上の実地研修（実習）が可能な方が受講する

- (ア)たんの吸引
口腔内:10回以上
鼻腔内:20回以上
気管カニューレ内部:20回以上
(イ)経管栄養
胃ろう又は腸ろう:20回以上

※人工呼吸器装着者に対して実地研修を実施する場合は必ずご相談ください

※第二号研修の対象行為の見直しについて

「高知県介護職員等喀痰吸引等研修事業（基本研修・実地研修）実施要綱の一部改正
(平成27年5月8日から施行し、平成27年4月1日から適用)

- 厚生労働省令第54号(平成27年4月1日施行)により、第2号研修の対象行為が見直されました。
・気管カニューレ内部の喀痰吸引及び経鼻経管栄養を実地研修の対象行為に追加
・対象行為の各行為のうち、任意の行為について実地研修を修了した場合、個別に認定特定行為業務従業者認定証の交付を受けることができる

6. 研修会場

高知県幡多郡黒潮町入野176-2 ふるさと総合センター(会議室)

7. 定員

15名程度

8. 申込方法・締切

申込は郵送で、下記の書類を添付してください。

- ①所属長の「推薦状」
- ②「受講申込書」
- ③資格証等の写し(有資格者)

●申込締切：令和3年8月27日（金）まで消印有効

申込者多数の場合は、申し訳ありませんが申込用紙等をコピーして使用してください。

9. 受講者の決定

申込書類等を審査したうえで、受講決定通知を「随時申込者様まで送付」いたします。

10. 修了証明書等の発行

①基本研修修了後の筆記試験合格には、「筆記試験合格通知書」を発行します。

②基本研修修了後、実地研修を行い全行為の修了が確認でき次第「修了証明書」を発行します。

11. 受講料

54,000円(テキスト別途2,000円+消費税)

実地研修のみの方は4,000円(別途消費税)

12. 問合せ先・申込み先

高知介護福祉アカデミー

〒781-0806 高知県高知市知寄町1丁目8番11号

TEL:088-855-7502 FAX:088-855-7503

yamanishi@shikoku.me

担当者:山西(ヤマニシ)まで、お気軽にお問合わせください。

なお、当研修事業は、高知県の研修事業者の認可登録を得て運営されております。

『登録番号：3910001』(高知県登録研修機関認定番号)

参考（喀痰吸引等研修課程）：所属する事業所でどの行為の実地研修が行えるかを確認してください

